

第96号議案

足立区情報公開条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号ハ中「当該情報が公務員」の下に「等（独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員を含む。以下同じ。）」を加え、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第2号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第3号ロ中「国」の下に「、区と独立行政法人等」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第97号議案

公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（提案理由）

教育公務員特例法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第98号議案

足立区職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和50年足立区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

付則に次の1項を加える。

7 平成14年度に退職する職員のうち足立区職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年が年齢60年であつて、任命権者が別に定めるものの退職手当の算定にあつては、第9条の2の規定中「100分の2」とあるのは「100分の3」として、同条の規定を適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第4項の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

勸奨退職特例措置を延長するとともに、教育公務員特例法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第99号議案

特別区競馬組合の規約変更について

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

特別区競馬組合の規約変更について

特別区競馬組合の規約を左記のとおり変更する。

記

特別区競馬組規約の一部を変更する規約

特別区競馬組規約(昭和25年10月6日東京都知事許可)の一部を次のように変更する。

第3条の次に次の1条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第3条の2 この組合の事務執行については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定に基づき、同法の財務規定等を適用する。

第10条第1項中「、副管理者3人及び収入役1人」を「及び副管理者3人」に改め、同条第2項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改める。

第11条第2項中「、収入役は、関係特別区の区長のうちから」を削る。

第16条中「、収入役」を削る。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

公営企業会計の導入により費用と収益の関係及び資産と負債の状況を明確にし、競馬事業の適切な運

営を行うため、特別区競馬組規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出いたします。

第100号議案

足立区立地域集会所条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区立地域集会所条例の一部を改正する条例
足立区立地域集会所条例(昭和61年足立区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

同 桑袋地域集会所

同 花畑八丁目2番6号

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

桑袋地域集会所を設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第101議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
足立区立学童保育室条例(昭和51年足立区条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

足立区立千寿第五学童 保育室	東京都足立区足立一丁目 13番10号
-------------------	-----------------------